

令和4年2月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和4年2月22日（火）13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館2階大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木 文夫	教育長
田中 とし子	委 員
渡邊 亮治	委 員
西堀 政幸	委 員
天野 美香	委 員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
鈴木 芳紀	生涯学習課 課長補佐
土屋 仁	学校教育課 課長補佐
内田 陽久	学校教育課 子ども育成係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長
金守 俊彦	生涯学習課 社会教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 仁	学校教育課 課長補佐
------	------------

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 田中 とし子 委員を選出。

3 1月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

4 教育長報告事項

2月事業報告及び3月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

教育長

新聞記事を参考に何点か報告する。

先ほど、生涯学習課から年表下田市史発刊の報告があったが、非常に分かりやすい内容で、旧石器時代から現在まで年表で表しており、写真や絵図も取り入れられている。

下田の歴史と日本の歴史を比較し、分かりやすく記載されており、定価 1,800 円で販売しているため、購入希望の場合は生涯学習課へ申し込みをお願いしたい。

次に1月31日には、4中学校の1、2年生に対し、新中学校の学習、部活動、通学方法等の説明会を4中学校で実施した。

当初は、全員が下田中学校に集合し、校舎見学も含め実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各校で実施することとなった。

学校によっては、リモートで各家庭において子ども達が学校からの配信を受け説明を受けた。

新聞記事には稲梓中学校の様子が掲載された。

なお、1月24日には、小学校6年生と保護者に対する説明会を開催したが、当初全員で実施する予定であったが、感染予防のため、学区を区分し、2部制で実施した。

次に、先ほど報告があったが、3日には、絵本作家の鈴木まもる先生から、せんろはつづく、どこまでつづくというタイトルの大型の読み聞かせ用絵本を南伊豆町含め、公立、私立保育施設に1冊ずつ寄贈いただいた。

次に、15日には、下田市寿大学で、市保健師を講師に、「自身の最終章考えて」とのテーマで、人生会議について学んだ。

新型コロナウイルス感染症関係については、学級閉鎖、臨時休業等が実施される際には、事後報告になって申し訳ないが、委員の皆さんにはそれぞれ、報告させていただいている。

現在のところ、小学校1校が19日から24日まで臨時休業となっている。

当該小学校については、2学級を学級閉鎖する旨連絡したが、その後夕方から夜にかけて、感染者が発生したため、臨時休業とした。

教職員1人、児童6人が陽性者となっている。

新聞記事として掲載されていたが、他の小学校で同じ学級の複数児童が陽性者となったため、月曜日から学級閉鎖とした。

以前も小学校1校、保育施設について、学級閉鎖をしたが、まだまだ、感染拡大の可能性もあり心配される。

教育委員会で把握できるのは、学校から報告される情報に基づいたもので、土曜、日曜日を挟んだ場合は、月曜日の朝8時30分頃の報告となる。

昨日の月曜日の朝には、同じ学級の複数の児童が陽性者となった旨の報告があり、既に児童は登校していたが、学校と協議した結果なるべく早く下校させることとし、保護者に対して迎えを依頼し、概ね12時前後には保護者の迎えが終了し、学級閉鎖とした。

今後、まだまだ感染拡大の可能性があるかと思われるが、臨時休業、学級閉鎖等の場合は、事後とはなってしまうが、随時委員の皆さんには連絡させていただくことで、承知いただきたい。

教育長報告事項について、質疑等があればお願いしたい。

田中委員 先ほど、教育委員については、卒業式、入学式への出席は不用とあったが、中学校の閉校式については、どのような対応となるのか。

教育長 閉校式の内容については、最終的な決定はしていない。
 学校からは、校旗の返納をする際に、委員の皆さんに受け取っていただけたらということで、話が進んでいるようである。
 このような時期であるので、委員の皆さんの出席についても、意見を伺い、学校に伝えたいと思うが、いかがか。

田中委員 閉校式は保護者等の参加はなく、学校だけで実施するのか。

教育長 学校だけで開催する。
 閉校式の終了後、地域の方で学校を見学したいというような方がいれば、ご覧いただくという内容である。

田中委員 事務局で決定していただくことで構わない。
 学校主体で考えていただければ良い。
 学校の閉校に当たって校旗を教育委員に渡す形式で行いたいというのであれば、出席することは差し支えない。

教育長 まだ、正式には決定していないため、事務局に一任していただき、学校と協議の結果を後日連絡する。
 他に質疑があればお願いしたい。

天野委員 保護者の方から新型コロナウイルス感染症関連で声が上がっているのでお伝えしたい。

 1点目として、感染があった学校の保護者から、濃厚接触者となっている子どもの保護者が学校に電話した際の学校側の対応があいまいで疑問が残ったという声があった。

 学校の対応が、他人行儀であつたらしく、もう少し対応を考えてもらいたいとのことであつた。

 2点目は、校内で感染者が発生した場合、子ども達のへの行動について、自粛までは行かないが、学校からなるべく行動について考えるような声掛けが必要ではないのかという意見があった。

 3点目は、これは難しいと思われるが、クラスで感染者が発生した場合は、塾な

どへ行く関係もあり、保護者からは、どこまで子どもに行動させて良いのか不安があるため、可能であれば、情報を伝えていただけないかとの意見があった。

教育長

最初の頃は、学校で感染者が発生した場合、保健所が濃厚接触者の判断をしていたが、現在は、判断が学校に任されている。

学校は、接触したと思われる子どもに聞き取りを行うが、守秘義務もあり、感染者の名前は言えず、1日の学校生活の中で、例えば、マスクを外して15分以上喋っていたとか、換気もしっかり出来ていなかったとか、そのようなことで、教職員が濃厚接触者を判断しなければならない。

天野委員

今回の例は、保護者の方が自分の子どもが感染したため、接触があった子どもの保護者に、自分の子どもが感染し、濃厚接触者に当たると思われるため、検査をお願いする旨、直接電話連絡したとのこと。

その後、検査を受けた子どもの保護者が、学校へ陰性であった旨を電話連絡した際の学校の対応が「ああそうなんですね。」というような対応だったとのことで、保護者の方は、これで良いのかという疑問が生じ、それが複数の保護者から声が上がっていた。

田中委員

保護者の方は、もう少し温かい言葉かけや、具体的にどのような行動を行えば良いのか、指示して貰いたいという気持ちがあったのではないかな。

教育長

濃厚接触者が検査の結果、陰性であったとの連絡に対して、「ああそうなんですね。」という言葉かけた教職員がいたとしたら、それは非常識である。

「良かったですね、何日間の自宅待機をお願いします。」程度の対応をするべきと思う。

田中委員

保護者が、自分の子どもが感染者かもしれない、という気持ちで、病院で検査を受けたにも関わらず、教職員の「ああそうなんですね。」という対応には、もう少し親の気持ちになってもらいたいということであろう。

天野委員

現在は、保護者も含めて、誰が感染してもおかしくないと思っている。

例えば、自分の子どもの学級に感染者がいた場合、自分の子どもが塾へ行って、他の子ども達に感染させたら大変なことになるということで、保護者は判断に困っているようである。

教育長

インフルエンザの場合は、この学校の学級が学級閉鎖ということは、公表して来たが、新型コロナウイルス感染症に関しては、他地区で誹謗中傷が実際にあったため、学校名は公表しないということとしている。

注意を喚起するのであれば、学校名は公表した方が良いとの思いもあるが、ルールの中で、学校名の公表は出来ない。

保護者に対するメールについても、「不要不急の外出は避け、三密を避けて行動して欲しい。」程度の内容で、塾や習い事については、状況を見ながら各家庭で判断してもらわざるを得ない。

田中委員 保護者が判断するための材料があまりにも少ない。

教育長 学校も非常に苦勞している。

学級閉鎖があった場合、該当学級の保護者には、学級閉鎖になった旨をメールで連絡し、他の学級の保護者には通常通り学校で授業を行う旨をメールで通知している。

教育委員会としても、公表できる情報は、現状が精一杯と考えている。

委員の皆さんに保護者の方から問い合わせがあった場合、教育委員会と学校で協議し、今把握している情報の中で最低限のことしかお伝えできない旨を答えていただくしかないと思う。

何かあれば、教育委員会に連絡をいただきたい。

他に質疑はよろしいか。

全委員 なし。

教育長 それでは、教育長報告事項は承認とする。

5 議事

(1) 報第1号 専決処分の承認を求めることについて

専第1号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)

(2) 報第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(機械設備)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)

(3) 報第3号 専決処分の承認を求めることについて

専第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(電気設備)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)

教育長 議事に入らせていただく。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)、報第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決

定について、(令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(機械設備)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)、報第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事(電気設備)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)は、関連する内容であるため、一括説明、一括審議をお願いしたい。

全委員 異議なし。

学校教育課長 報第1号から報第3号の専決処分の承認を求めることについて、下田市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、専第1号から専第3号、市議会の議決を経るべき議案の原案の決定についてのとおり下田市議会2月臨時会に提出する、令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事、建築、機械設備、電気設備請負契約の締結についての一部変更についての一部変更についてを令和4年1月31日に専決処分したことについて承認を求めるもの。

令和3年3月3日、契約の一部変更について議決された、令和2年度(債務負担)下田中学校整備工事の建築、機械設備、電気設備の請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の増減が生じたため、議会の議決を求めるもので、工期についての変更は生じない。

契約額の変更については、建築は、1,315,171,000円を1,335,400円減額し、1,313,835,600円に、機械設備は、224,635,400円を801,900円増額し、225,437,300円に、電気設備は、282,625,200円を6,101,700円増額し、288,726,900円に改めるもの。

建築の変更概要は、1点目として校舎棟の外部壁補修工事の変更で、当初設計時には、地上からの目視調査で、ひび割れ箇所の確認を行い、補修箇所を総延長150mとしていたが、足場設置後に調査を行った結果、事前の目視では確認できなかったひび割れを確認したため、256mの増工となった。

2点目は、既存体育館改修に伴う高窓改修工事の追加で、高窓改修については、当初設計では見込んでいなかったが、現場調査の結果、高窓の開閉に不具合があったため、換気機能が発揮できるようオペレーターの修理を行うことで、改修費とともに、施工に伴う足場工345㎡が追加となった。

3点目は、外構工事におけるテニスコート整備工事の見直しで、全体事業費の不足見込みにより、12月補正予算で外構工事の一部であるテニスコート整備工事を別途工事としたことにより減額となった。

機械設備の変更概要は、既存体育館のトイレ改修工事における汚泥引き抜き清掃工の追加で、トイレ、ビット内の既存排水管の劣化、損傷により、汚泥が流出していたため、汚泥の引き抜き、清掃消毒作業が必要となった。

電気設備の変更概要は、1点目として、構内配電線路設備工事における土工事の変更で、配電線埋設工事において、岩盤掘削工事が必要となり、岩盤掘削、運搬処分96㎡の追加、土砂掘削96㎡の減となった。

2点目は、仮設校舎における情報通信設備の追加で、仮設校舎でタブレット端末を使用する際、不安定な通信となることが、確認されたため、生徒の学習に支障が出ないよう LAN ケーブルを 168m配線し、アクセスポイントを設置した。

この 3 件の議案については、2 月 7 日開催の下田市議会 2 月臨時会で原案のとおり可決された。

教育長 報第 1 号から報第 3 号まで質疑等があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 それでは、報第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、専第 1 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和 2 年度(債務負担)下田中学校整備工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)、報第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、専第 2 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和 2 年度(債務負担)下田中学校整備工事(機械設備)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)、報第 3 号 専決処分の承認を求めることについて、専第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和 2 年度(債務負担)下田中学校整備工事(電気設備)請負契約の締結についての一部変更についての一部変更について)は原案のとおり承認するものとする。

(4) 議第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和 3 年度下田市一般会計補正予算(第 15 号)教育委員会)

教育長 議第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和 3 年度下田市一般会計補正予算(第 15 号)教育委員会を議題とする。

事務局の説明をお願いする。

学校教育課長 議第 3 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 3 年度下田市一般会計補正予算第 15 号教育委員会を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の意見を求める。

提案理由は、令和 3 年度下田市一般会計補正予算第 15 号のうち、教育委員会部分に関する意見を求めるもの。

別冊の補正予算書で説明する。

まず、歳入予算から説明する。

15 款 2 項 2 目 16 節保育士等処遇改善臨時特例交付金 1,400 千円の追加は、国の補正予算で創設された、保育士等の処遇を改善するための 10/10 の補助金。

同 6 目 1 節小学校費補助金は、180 千円の増額で、特別支援教育就学奨励費 133 千円の減額は、事業費の確定に伴うもの。

学校保健特別対策事業費補助金 313 千円の増額は、小学校の保健衛生用品、備品等

の購入に対する補助金の交付確定に伴うもの。

2 節中学校費補助金は、1,170 千円の減額で、特別支援教育就学奨励費 122 千円の減額は、事業費の確定に伴うもの。

学校施設環境改善交付金 1,367 千円の減額は、下田中学校屋内運動場改修に係る補助金で、事業費の確定に伴うもの。

学校保健特別対策事業費補助金 319 千円の増額は、中学校の保健衛生用品、備品等の購入に対する補助金の交付確定に伴うもの。

19 款 2 項 1 目 13 節奨学振興基金繰入金 103 千円の減額は、教育資金利子補給事業補助金の確定に伴うもの。

21 款 5 項 4 目 14 節同級団体受入金のうち、施設型給付費広域入所受入金 1,129 千円及び施設型給付費広域入所受入金（副食費）54 千円の増額は、下田認定こども園受け入れの河津町・南伊豆町の園児に係る受入金。

同 19 節雑入市町村振興協会公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金 292 千円の減額は、小学校トイレ改修工事の事業費確定に伴うもの。

続いて歳出予算を説明する。

3 款 3 項 4 目民間保育所費 1600 民間保育所事業 18 節負担金補助及び交付金保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 900 千円の追加は、国の令和 3 年度補正予算において、保育士等の処遇を改善するための補助金が創設されたことに伴い、令和 4 年 2 月から、職員に対して 3 %程度の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するもので、対象施設は、稲生沢こども園、ひかり保育園の 2 施設となる。

3 款 3 項 9 目子育て支援費 1749 子ども・子育て支援事業、308 千円の増額は、保育士等処遇改善臨時特例交付金を財源とするもので、10 節消耗品費は、208 千円、17 節備品購入費 100 千円は、シュレッター 1 台を購入する。

9 款 1 項 2 目事務局費 6010 教育委員会事務局総務事務 3 節時間外勤務手当 192 千円の増額は、保育士等処遇改善臨時特例交付金を財源とするもので、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る職員の時間外手当。

3 目奨学振興費 6020 奨学振興事業 18 節教育資金利子補給事業補助金 103 千円の減額は、支給対象者確定に伴う不用額。

2 項 1 目小学校管理費 6050 小学校管理事業は 991 千円の減額で、12 節委託料浄化槽保守点検業務委託（債務）600 千円の減額、14 節工事請負費小学校トイレ改修工事 391 千円の減額は、それぞれ事業費確定による不用額。

2 目教育振興費 6091 児童援護事業は、657 千円の減額で、18 節児童通学費補助金 387 千円、特別支援教育就学奨励費 207 千円は不用額。

3 項 1 目中学校費 6150 中学校管理事業、12 節委託料 浄化槽保守点検業務委託（債務）250 千円の減額は、事業費確定による不用額。

3 項 2 目教育振興費 6191 生徒援護事業は、792 千円の減額で、生徒通学費補助金、特別支援教育就学奨励費は不用額。

3 項 3 目中学校再編整備費 6196 中学校再編整備事業、14 節工事請負費 下田中学校整備工事（債務）5,007 千円の減額は、事業費の確定による不用額。

生涯学習課長

次に生涯学習課分を説明する。

9 款 5 項 5 目 公民館費 6550 公民館管理運営事業は、9,051 千円の減額で、12 節委託料、浄化槽保守点検等業務委託(債務)は、51 千円の減額で事業費の確定によるもの。

14 節工事請負費本郷公民館解体工事 9,000 千円の減額については、当初、アスベスト含有調査業務の報告に基づき、建物全体にアスベストが含まれている前提で工事費を計上していたが、再度、アスベスト含有調査を実施したところ、一部にしか含まれていないことが判明したため、概算事業費に基づき減額するもの。

9 款 6 項 1 目 保健体育費 3,146 千円の減額のうち、6700 保健体育総務事務は、2,062 千円の減額で、18 節負担金補助及び交付金、東京オリンピック・パラリンピック下田市推進協議会への補助金は、令和 3 年 12 月 24 日に開催された協議会において、収支決算について承認され、事業費が確定したため減額するもので、同日付で協議会については解散となった。

6701 社会体育活動推進事業は、1,084 千円の減額で、12 節委託料、地域おこし協力隊支援業務委託は、経費の確定見込額に伴う減額。

9 款 6 項 2 目 吉佐美運動公園費 6750 吉佐美運動公園管理運営事業は、52 千円の減額で、12 節委託料浄化槽保守点検等業務委託(債務)は事業費の確定によるもの。

9 款 8 項 1 目 下田市民文化会館費 6900 下田市民文化会館管理運営事業は、3,000 千円の減額で、14 節工事請負費、市民文化会館ワイヤレスマイク機器取替工事は、9 月補正予算で計上したが、電波法関連法令の一部改正により、経過措置期限が令和 4 年 11 月 30 日から当面の間とされたこと、購入を予定していた安価な受信機が生産中止となるとともに、既存のアンテナを利用することができなくなり、追加の工事も必要となったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度内の機器の納入・工事が困難な状況となったため、減額するもので、令和 4 年度予定の大ホール天井改修工事に合わせたアンテナ工事の実施により、経費の削減と効率的な施行のため新年度予算での対応とする。

教育長

質疑があればお願いしたい。

全委員

特になし。

教育長

それでは、議第 3 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和 3 年度下田市一般会計補正予算（第 15 号）教育委員会は、原案のとおり承認するものとする。

(5) 議第 4 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和 4 年度下田市一般会計予算 教育委員会)

教育長

続いて、議第 4 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和 4 年度下田市一般会計予算教育委員会を議題とする。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 議第4号、市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度下田市一般会計補正予算教育委員会を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるもの。

提案理由は、令和4年度下田市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管分に関する意見を求めるもの。

別冊の予算書で説明する。

歳入予算から説明する。

13款2項1目2節児童福祉費負担金は25,763千円で、下田保育所、民間保育園、認定こども園の保育料と、放課後児童クラブの利用者負担金、日本スポーツ振興センター保護者負担金、同3目1節 教育費負担金 日本スポーツ振興センター保護者負担金537千円は、小・中学校、幼稚園分の校内事故損害賠償保険に対する保護者負担金。

14款1項2目1節 施設使用料のうち保育所用地占用料108千円は、下田保育所、認定こども園の電柱等の占用料及び認定こども園駐車場の静岡県占用分。

14款1項7目1節 小学校使用料27千円、2節中学校使用料20千円は、小学校・中学校用地の電柱等の占用料。

生涯学習課長 生涯学習課分については3節公民館使用料から9節市民スポーツセンター使用料で、市内3箇所の公民館の使用料1,200千円、小学校・中学校の体育館とグラウンドの夜間照明料1,200千円が主なもの。

学校教育課長 15款1項1目4節 児童福祉費負担金のうち、子どものための教育・保育給付金75,087千円は、民間保育施設2園、地域型保育事業に対する国の負担金の受け入れ、2項2目2節 児童福祉費補助金のうち、学校教育課分は、子ども子育て支援交付金17,800千円で、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業等に係る補助、4節 保育対策総合支援事業費補助金1,000千円は、保育所の新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等の購入に対する1/2の補助。

5節保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金3,367千円は、保育士等の処遇を改善するための補助金。

2項6目1節 小学校費補助金は3,574千円で、特別支援教育就学奨励費261千円は、特別支援学級に通級する児童に対する、学用品、通学費、給食費等の補助、理科振興費1,500千円は、理科備品購入に対する補助、理科支援員等配置事業238千円は、理科支援員の配置に対する補助金、学校保健特別対策事業費補助金1,575千円は、新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛生用品、備品等の購入に対する補助金。

2節中学校費補助金は5,392千円で、特別支援教育就学奨励費485千円は、小学校同様、特別支援学級に通級する生徒に対する、学用品、通学費、給食費等の補助、要保護児童生徒援助費57千円は、修学旅行費の補助、学校保健特別対策事業費補助金337千円は、新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛生用品、備品等の購入に対する補助金、へき地補助金4,513千円は、学校統合に伴う通学費に対する補助で、片道6km

以上の生徒の通学に要した費用の 1/2 補助。

16 款 1 項 1 目 3 節 児童福祉費負担金 32,851 千円のうち、子どものための教育・保育給付費負担金 31,951 千円は、民間保育所 2 園、地域型保育事業に対する県負担金の受け入れ。

2 項 2 目 3 節 児童福祉費補助金 47,669 千円のうち、子育て支援事業 4,541 千円は、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業等に対する 1/3 の補助、保育対策等促進事業 5,493 千円は、病児保育事業及び老朽化した備品、設備の更新、改修等を行う保育環境向上事業等に対する補助、多様な保育推進事業 4,380 千円は、民間保育所での 1 歳・2 歳児保育に対する補助、待機児童解消特別対策事業 780 千円は、年度途中に入所する 0 歳児に対応するための保育士を年度当初から配置する民間保育所を支援する市町に対する補助、放課後児童対策実施事業 10,527 千円は、放課後児童クラブ 6 箇所に対する 1/3 補助、ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業 464 千円は、市減免額の 1/2 補助の受け入れ、子ども子育て支援給付費補助金 1,320 千円は、稲生沢こども園 1 号認定児童の給付費に係る地方単独負担分の 1/2 に対する補助。

7 目 2 節 幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金 250 千円は、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等の購入に対する 1/2 の補助。3 節 中学校費補助金 485 千円は、中学校の部活動指導員配置事業に対する 2/3 の補助金の受け入れ。

17 款 1 項 2 目 1 節 利子及び配当金 36 千円のうち、学校教育課分は、教育振興基金、奨学振興基金、学校施設整備基金積立金利子でそれぞれ普通預金利子の見込み。

生涯学習課長

17 款 2 項 2 目 2 節 郷土読本売払代 281 千円のうち、生涯学習課分は 276 千円で、文化財シリーズ、下田市史各種等の売払代、郷土読本「しもだ」売払代は、学校教育課分。

学校教育課長

18 款 1 項 6 目 教育費寄附金 1 節 教育費寄附金は 1 千円で、科目存置。

19 款 2 項 1 目 基金繰入金 12 節 教育振興基金繰入金 6,000 千円は、小学校臨時講師に対する繰り入れ、13 節 奨学振興基金繰入金 7,077 千円は、体験プログラム事業、英語力向上プロジェクト等の奨学振興事業に対する繰り入れ。

21 款 5 項 4 目 14 節 同級他団体受入金のうち、病児保育事業負担金受入金 550 千円は、南伊豆町負担金の受け入れ、施設型給付費広域入所受入金 753 千円は、下田認定こども園で受け入れる河津町・南伊豆町の園児に係る受入金。

15 節 学校等給食費は、77,692 千円で、幼稚園等給食費は、幼保・こども園の 3 歳から 5 歳児及び職員の給食費、その他、伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校を含めた小中学校 9 校の児童生徒、教職員の給食費。

16 節 通園バス利用者納付金 414 千円は、認定こども園通園バス利用者負担金。

17 節 預かり保育等納入金 46 千円は、保育所・こども園等の延長保育及び預かり保育の納付金。

19 節雑入のうち、主なものとして、伊豆の国特別支援学校負担金受入金 2,400 千円は、下田小学校と学校給食センターの光熱水費負担金の受入れ、市町村振興協会公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金 4,400 千円は、小学校トイレ洋式化等に対する助成金、ピアノ売り払い代 500 千円は、中学校統合により不用となるピアノの売払代金の受け入れ。

次に歳出の説明に移る。

別添の「主要な事務事業の概要調書」により説明する。

3 款 3 項 3 目 保育所費は、116,667 千円で、下田保育所の管理運営経費で、園医報酬及び職員 13 人、会計年度任用職員 12 人の人件費が主なもの。

4 目民間保育所費は 174,694 千円で、3 歳以上児の給食費に対し補助する民間保育所給食費補助金、乳幼児保育と障害児保育に対し補助する多様な保育推進事業補助金、新型コロナウイルス感染防止対策のための保健衛生用品等の購入に対する補助金の他、民間保育施設 2 園および地域型保育所に対する運営費が主なもの。

また、新規補助事業として、保育士等の処遇改善のため、職員に対して 3 %程度の賃金改善を行う保育施設等に対して、必要な費用を補助する、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 3,367 千円及び保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や設備の更新・改修に対し補助する保育環境向上等事業補助金 2,058 千円を計上した。

3 款 3 項 5 目認定こども園費は、181,592 千円で、下田認定こども園の管理運営経費で、園医報酬及び職員 15 人、会計年度任用職員 22 人の人件費の他、通園バス運転業務委託が主なもの。

6 目放課後児童対策費は、36,890 千円で、令和 4 年度から新たに開設する白浜小学校放課後児童クラブを含む 6 クラブの会計年度任用職員の支援員 24 人の人件費が主なもの。

8 目子育て支援施設管理運営費 3,968 千円は、地域子育て支援センターの管理運営費で、会計年度任用職員の保育士 1 人分の人件費が主なもの。

9 目子育て支援費、1748 ファミリーサポートセンター事業は 3,198 千円で、会計年度任用職員の保育士 1 人分の人件費、まかせて会員養成講座業務委託が主なもの。

1749 子ども子育て支援事業は 11,477 千円で、保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等購入 2,700 千円及び下田メディカルセンターで実施している、病児保育事業に対する補助金 8,208 千円が主なもの。

また、保護者の利便性の向上を図るため、保育所の保育料や給食費の口座振替を令和 4 年 9 月から導入することとし、口座振替委託料などの関連経費を予算計上した。

9 款 1 項 1 目教育委員会費は 1,361 千円で、教育委員 4 名に対する報酬が主なもの。

2 目事務局費は 122,276 千円で、教育長及び事務局職員 12 人、事務補助の会計年度任用職員 2 人の人件費の他、小学校 6 人、中学校 3 人の外国語指導助手の謝礼、小中学校児童生徒対外派遣費補助金が主なもので、新規事業の授業支援ソフト使用料 1,282 千円は、「ロイロノート」というアプリの導入を予定している。

3 目奨学振興費 8,677 千円は、奨学振興基金を活用した事業で、ニューポート市中学生派遣補助金 1,600 千円、体験プログラム事業補助金 4,000 千円が主なもので、体験プログラム事業補助金は、前年度から 750 千円を増額し、海を始めとした下田なら

ではの体験に加え、グローバル CITY プロジェクトの関連事業として、WEB を活用し他地域や海外との交流事業にも取り組むこととした。

4 目学校教育指導費 6030 児童・生徒適応指導事業 4,372 千円は、不登校児童生徒支援のためのあじさい教室の相談員 3 人の会計年度任用職員の報酬が主なもの。

6031 特別支援教育体制推進事業は、39,826 千円で、特別な支援を要する児童・生徒を支援するための会計年度任用職員の支援員 24 人分の報酬が主なもので、支援員については、前年度と比較し 5 人増員となっている。

5 目教育振興基金費 3,701 千円、6 目奨学振興基金費 1,480 千円は、ふるさと納税分から返礼品経費を差し引いた額を積み立てる。

7 目学校施設整備基金費は、積立金利子を 2 千円見込んだ。

9 款 2 項 1 目小学校管理費は 83,896 千円で、小学校 7 校の管理運営経費で、園医報酬及び正職員の用務員 1 人分、会計年度任用職員の用務員 6 人分と、大賀茂小学校の複式化解消のための講師の人件費の他、施設管理に関する経費が主なもので、小学校トイレ改修工事は、3 小学校 6 基の洋式化を予定している。

新規事業として、学校図書館管理システムを小学校に導入するための経費を計上した。

2 目教育振興費、6090 小学校教育振興事業は 34,343 千円で、会計年度任用職員の理科支援員、学校司書各 1 名分の人件費の他、パソコンネットワーク保守業務委託、教職員用パソコンリース料、図書・教材備品購入費が主なもの。

小学校 3 年生に配布する郷土読本しもだの改訂増刷のための印刷製本費 825 千円、1/2 国補助を活用した理科振興備品購入経費 3,000 千円を計上した。

6091 児童援護事業は 4,438 千円で、児童通学費補助は、中学校統合に伴う通学費補助の拡充に伴い、小学校児童に対する補助を拡充した。

その他、要保護、準要保護児童、及び特別支援学級に通学する児童の学用品・通学費・給食費を援助するための費用が主なもの。

3 項 1 目中学校管理費は、57,625 千円で中学校の管理運営に関する経費で、園医報酬及び正職員の用務員、会計年度任用職員の用務員・学校事務職員各 1 人分の人件費の他、施設管理に関する経費が主なもの。

中学校通学バス運行業務（債務）19,319 千円は、令和 4 年から 6 年度までの 3 年間稲梓地区スクールバス 2 台の運行業務を委託する。

稲梓中学校解体工事設計業務委託 3,500 千円は、稲梓中学校の校舎解体工事のため設計業務を委託する。

2 目教育振興費、6190 中学校教育振興事業は 15,423 千円で、会計年度任用職員の学校司書 1 人の人件費の他、パソコンネットワーク保守業務委託、教職員用パソコンリース料、図書・教材備品購入費が主なもの。

会計年度任用職員の部活動指導員及び部活動支援業務委託は、新中学校に設置されるサーフィン部に関するもので、国が進めている令和 5 年度からの休日部活動の段階的地域移行の先行事例として取り組みを予定している。

6191 生徒援護事業は 29,190 千円で、通学距離が概ね 2 km 以上の生徒に対する路線バス、鉄道、自転車利用に対する生徒通学費補助金 26,633 千円と要保護、準要保護児童

及び特別支援学級に通学する児童の学用品・通学費・給食費を援助するための費用が主なもの。

4 項 1 目幼稚園費は 29,970 万円で、下田幼稚園の管理運営経費で、園医報酬及び職員 3 人、会計年度任用職員 1 人の人件費が主なもの。

7 項 1 目学校給食費は 161,605 千円で、学校給食センター管理運営に係る経費で、施設管理に係る光熱水費、給食公会計に係る賄材料費 73,365 千円、一般事務の会計年度職員 1 人分の人件費の他、学校給食調理配送等業務委託（債務）は、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間調理配送業務を委託するもので、令和 4 年度分の経費は 59,620 万円となる。

10 款 3 項 1 目公共学校施設災害復旧費は科目存置である。

生涯学習課長

次に生涯学習課関係の歳出予算を説明する。

9 款 5 項 1 目社会教育総務費、6350 社会教育総務事務は、37,556 千円で、職員 5 人分の人件費、社会教育委員 6 人分の報酬、各種協議会への負担金が主なもの

9 款 5 項 2 目青少年教育費、6400 青少年海の家管理運営事業は、384 千円で、管理業務委託料が主なもの。

6401 青少年健全育成事業は、638 千円で、静岡県青少年育成会議への負担金、青少年補導センター補導員 36 人分の報償費が主なもの。

6402 青少年活動推進事業は、2,060 千円で、二十歳の集い開催経費で、コロナの臨時交付金を活用した、参加者用の抗原検査キットの購入費、記念写真撮影の委託料、動画配信業務の委託料が主なもので、来年度は、文化会館大ホールの改修工事に伴い、下田中学校の体育館での開催を予定している。

9 款 5 項 3 目成人教育費、6450 成人活動推進事業は、199 千円で、寿大学、水産・海洋学講座に伴う講師謝礼、家庭教育学級への委託料が主なもの。

9 款 5 項 4 目芸術文化振興費 6500 芸術文化振興事業は、5,143 千円で、文化財保護審議会委員 5 人及び吉田松陰寓寄処の管理のための会計年度任用職員 2 人の報酬、及び芸術祭・文化財保護に関する経費が主なもので、新規事業として、まどが浜文化イベント実行委員会への補助金 1,900 千円を計上した。

まどが浜文化イベント実行委員会は、文化まちづくり事業の 1 つとして、まどが浜海遊公園を活用し、フラダンスサークル等の社会教育活動団体の発表の場を兼ねて、飲食・物販など、民間事業者と協力して実行委員会を設立し、まちづくりに繋がる文化イベントとして開催することを予定している。

9 款 5 項 5 目公民館費 6550 公民館管理運営事業は、6,162 千円で、公民館運営審議会委員 6 人の報酬、公民館 3 館分の維持管理に必要な光熱水費、修繕料、稲生沢、朝日の 2 公民館の管理業務の委託料が主なもの。

稲生沢・朝日公民館については、廃止の方針は決定しているが、廃止後の市としての活用方針が決まっていないこと、新型コロナウイルス感染症の関係で、公共空間を

確保する目的で、来年度も公民館として管理運営を行う。

9 款 5 項 6 目図書館費 6600 図書館管理運営事業は、29,575 千円で、会計年度任用職員パート 3 人、正職員 1 人、司書のフルタイム会計年度任用職員 1 人の人件費、図書館システムの保守業務委託(長期継続)1,056 千円、図書館システムの使用料 2,654 千円、図書等購入費 2,375 千円が主なもの。

新規事業として、団体貸出制度を活用し、図書館を補完する機能として、市内各店舗などに店主がセレクトした図書を置き、読書ができる場所を増やすことに取り組む、まちじゅう図書館事業のための、認定書・フラッグの作成などに伴う消耗品費 200 千円を計上した。

更に、新規事業として、図書館の建設候補地を検討するために必要な調査及び資料作成を行うことを目的とした、図書館整備計画基礎調査業務委託料 1,600 千円を計上した。

9 款 5 項 7 目市史編さん費 6650 市史編さん事業は、4,624 千円で、市史編纂委員 6 人及び市史編さん補助員の会計年度任用職員 1 人の人件費、古文書調査に要する報償費が主なもの。

9 款 6 項 1 目保健体育費 6700 保健体育総務事務は、1,095 千円で、学校開放に伴う市内小・中学校体育施設の夜間照明料の光熱水費及びスポーツ関連協議会への負担金が主なもの。

6701 社会体育活動推進事業は、14,514 千円で、スポーツ推進委員 9 人の報酬、地域おこし協力隊員 2 人の報償費、スポーツ祭の開催業務委託料、市町対抗駅伝大会下田市選手団派遣業務委託、地域おこし協力隊員の住居費となる生活支援と事務機器の経費等の活動に対する支援業務委託料、体育協会他への補助金及び負担金が主なもの。

新規事業として、下田市スポーツ合宿・大会誘致推進協議会補助金として、500 千円を計上し、地域おこし協力隊、下田市振興公社、観光関係者等による協議会を設立し、今年度実施した、アウトドアスポーツ合宿推進業務の状況を参考に、新たなスポーツによるまちづくり事業を検討する。

9 款 6 項 2 目吉佐美運動公園費 6750 吉佐美運動公園管理運営事業は、1,454 千円で、吉佐美運動公園管理業務委託で公園維持管理に要する経費が主なもの。

9 款 6 項 3 目下田市民スポーツセンター管理運営費 6752 下田市民スポーツセンター管理運営事業は、22,809 千円で、振興公社への指定管理料が主なもの。

9 款 8 項 1 目下田市民文化会館費 6900 下田市民文化会館管理運営事業は、393,471 千円で、振興公社への指定管理料は 84,048 千円。

また、市民文化会館改修工事に伴う、大ホールの天井改修監理業務の委託料 4,000 千円、設計業務委託料 8,500 千円、吸収式冷温水機に関連する交換工事、大ホールについては、舞台制御盤の取替工事をはじめ、天井改修工事・音響改修工事など、11 項目に及ぶ改修工事 295,500 千円となる。

工事の概要及びスケジュールは別紙資料を確認いただきたい。

教育長 質疑があればお願いしたい。

田中委員 学校教育課予算の 6030 児童・生徒適応指導事業のあじさい教室の利用状況と 6090 小学校教育振興事業の理科支援員の体制について伺いたい。

また、生涯学習課、6600 図書館管理運営事業のまちじゅう図書館の具体的な内容について伺いたい。

学校教育課参事 あじさい教室の利用状況については、資料を持ち合わせていないため、後ほど報告する。

学校教育課長 理科支援員は、現在下田小学校に 1 人配置しており、業務の内容は、支援員として理科の授業の実験の際の準備、片付け等の業務を行っている。

下田小学校からは、クラスの人数が多く、教員の負担軽減のため、配置の要望があったもの。

生涯学習課長 まちじゅう図書館については、来年度 10 件の設置を目標としている。

予算は 200 千円で、まちじゅう図書館に参加していただける店舗に目印となるフラッグ等の作成を予定しており、鈴木まもる先生にデザインをお願いしている。

後ほど審議いただく、下田市子ども読書活動推進計画では、令和 8 年度までに 30 件の設置を目標としている。

大都市等では、拠点となる図書館があり、分館を設置する例があるが、各地域を補完するため、民間施設を利用し、読書ができる場所を設置していく取り組みで、現在も何件か候補があり、店主等に自分の好きな本を選定していただき、店舗毎に歴史小説や絵本など特色を出していただくような場所を多く設置して行きたいと考えている。

田中委員 新図書館の整備については、考えていないのか。

生涯学習課長 来年度、図書館整備計画基礎調査業務委託で、拠点となる図書館の場所等について調査を行う。

拠点は拠点として整備し、色々な場所でのサポートが必要ということが、計画に位置付けられているため、民間の店舗を利用するまちじゅう図書館には多額の経費負担もないため、やれることはやって行こうという考え方で進めて行きたい。

また計画の位置付けとして、過去にあった移動図書館てんとうむし号復活の要望もあり、まちじゅう図書館の店舗と移動図書館で地域を補完して行きたいと考えている。

田中委員 新図書館は整備する方向で検討しているということでしょうか。

生涯学習課長 はい。

教育長 まちじゅう図書館は市内のみなのか。

生涯学習課長 市内全域に設置したい。

教育長 現在候補となっている店舗が数件あるとの説明であったが、地区の構成はどうなっているのか。

生涯学習課長 現時点では、旧町内を中心に3件ほど協力いただけそうであるが、旧町内以外にも地区単位で1箇所程度は設置したい。

教育長 それでは、議第4号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和4年度下田市一般会計予算教育委員会は、原案のとおり決定するものとする。

(6) 議第5号 下田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）の策定について

教育長 次に議第5号、下田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）の策定についてを議題とする。

事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長 議第5号下田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）を、別紙のとおり策定することについて、教育委員会の承認を求める。

提案理由は、下田市子ども読書活動推進計画の第三次計画を策定するため。

12月配布した素案以降の変更点とポイントについて説明する。

目次は、第1章基本的事項、第2章子どもの読書活動の現状と課題、第3章具体的な取組み、と3章立てとし、参考資料として、目標やアンケート結果などを含む冊子としてまとめた。

表紙と裏表紙の挿絵は、策定委員でもある絵本作家の鈴木まもる先生に依頼している。

計画策定の趣旨については、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条の基本理念を踏まえ、第9条第2項に基づき計画を策定するものとしており、下田市では平成19年度に第一次計画を策定し、今年度末で第二次計画の計画期間が終了することに伴い、第三次の計画を策定する。

計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とし、5年後の令和8年度を目途に、進捗状況等を踏まえ計画の見直しを図る予定である。

計画策定までの経過については、資料の下田市子ども読書活動推進計画第三次計画策定スケジュールに基づき説明する。

まず、下田市の子どもの読書活動の現状調査として、7月に幼・保・こども園の5

歳児とその保護者、小学校7校の2年生児童と保護者、4・6年生児童、中学校4校の2年生生徒、下田高校2年生生徒へのアンケート調査を実施し、また、小学校3校と中学校1校への子どもへのヒアリング調査を実施した。

施設アンケートでは先ほどの幼保こども園小中高等学校に加え静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校へのアンケート調査を実施し、現状把握の資料とした。

策定委員会については、11名の策定委員による策定委員会を計4回開催し、検討を行った。

この計画案について、1月7日から2月6日までの期間、パブリックコメントの募集を実施したところ、1名の方から10件の意見提出があった。

下田市子ども読書活動推進計画第三次計画（案）に関する市民意見（パブリックコメント）の募集結果についてをご覧いただきたい。

1件目は、第1章の基本的事項について、「前計画の反省課題を明記して欲しい。」との意見で、参考資料として、本文後に記載されているため、素案どおりとした。

2件目は、第2章、子どもの読書活動の現状と課題について、「一般論でなく、具体的な内容でまとめて欲しい。」との意見で、この件についても、アンケート結果を踏まえ、子どもの読書活動の現状と対応の箇所に記載されているため素案どおりとした。

3件目は、「学校の読書活動は、各学校に任せた方が良いのでは。」という意見で、学校を中心に、関係者、関係機関が連携して読書活動に取り組むことを想定している旨の記載のため素案どおりとした。

4件目は、「まちの書店を増やすことができるのか。」という意見で、書店が少ない現状を捉えているだけで、学校図書室を充実することの重要性を課題と考えているとの記載のため素案どおりとした。

5件目の「各校1名の司書配置は実現できますか。」という意見に対しては、委員の中から、司書資格所持者が少なく現実には難しいとの指摘があり、「学校司書の各校1名の配置が課題です。」を「学校司書の各校1名の配置が望まれます。」に、「学校図書館司書を全ての学校に配置します。」を「学校図書館司書の増員に努めます。」に修正するとともに、努力目標である、専任の学校司書を配置している学校の割合の令和8年度数値を100%にする考えでいたが、現在学校司書は2名配置のため、今後2名の増員を要求し、小中学校8校で4名の50%に修正することで委員会の承認を得た。

6件目は、「現状での読書推進を市全体で如何に計画して行くか考案していただきたい。」という意見で、これについては、今後、委員の鈴木まもる先生に概要版を作成していただくことになっており、計画だけではなく、概要版を使用し周知を図り、市全体で読書活動に取り組んでいくこととしているため特に修正はしないものとした。

7件目は、「与えられる読書から与える読書へ。と基本方針を変更したらどうか。子ども達が読んだ本、感動した本を友達に紹介する活動としたらどうか。」という意見で、自分が読みたいと感じ、生涯にわたり本とともに歩んでいけるように思いを込めた基本方針であるため、素案どおりとした。

8件目は、具体的な取り組みについて、「もっと具体性のあるものに。」という意見で、取り組みにあたっては、多様性、自主性に重点を置きながら、具体的な内容については学校では、図書年間指導計画等を作成し、計画的に実施できるよう努めるとし

ており、学校でこの計画に反映していく考え方でいるとして、原案どおりとした。

9 件目は、「読書推進団体を立ち上げる気はないか。」という意見には、図書館における子どもの読書活動にもボランティア支援は重要であるとの考えが位置付けられているとした。

10 点目として、「まちじゅう図書館の具体的計画案を早急に提示し、賛同者に動いてもらうように考えて欲しい。」との意見については、令和 4 年度から事業開始予定で、準備を進めており、今後、具体的に周知をして行くとした。

パブリックコメントについては、策定委員会において以上のようなコメントを考え、計画案を一部修正した。

計画冊子をご覧いただきたい。

2 ページからは、子どもの読書活動の現状と課題について、発達段階ごとの特徴、子どもの読書活動の現状と課題、について述べ、3 ページから 5 ページ 5 は 12 月配布の案を修正した。

修正内容は、今回アンケートの結果と平成 24 年アンケートの結果の比較の表現を変更した。

6 ページからは具体的な取組みについてで、今回計画では基本方針を、「与えられる読書」から「自主的・主体的な読書」へとした。

読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組みと、同世代での活動などを通じて読書への関心を高めることがポイントと考えているが、情報化が急激に進み、子どもをとりまく家庭環境も日々変化している世の中では、なかなか読書にたどり着かない子どもが多くいるのが現状である。

読書以外の方が楽しい子でも、多様性、自主性に重点を置きながら、たくさん読むのが偉いというだけでなく、たった 1 冊でもいいから「自分が好きな 1 冊」や「支えになる 1 冊」を全ての子どもが大事な 1 冊を持つことが出来、自分から進んで読書を楽しむことを目標に計画策定した。

7 ページからは具体的な取組みについて、家庭、保育所・幼稚園等、学校、地域、図書館とそれぞれの場所、立場で発達段階に応じた読書活動への具体的な取組みを示している。

第二次計画までは、計画自体を知らない人が多くいたため、今回計画は作って終わりにしないために、子どもでもわかりやすい概要版を作成、配布し、子どもに関わるそれぞれの立場で、具体的な取組みを行い、読書活動を推進したいと考えている。

教育長 質疑があればお願いしたい。

田中委員 中々本を読む機会も少なくなっており、本は、それなりに高価なため、借りたい。読みたい本が図書館にあることが基本であると思う。
是非ともこの計画に基づき推進していただきたい。

天野委員 中学校は、朝読書で読む本を各自持参しているが、小学校では図書室で本を貸し出しているのか。

貸出の状況を把握されていたら伺いたい。

教育長 市内 7 小学校が同じ形で朝読書を行っている訳ではなく、それぞれの学校の教育課程の中で、朝読書や読書週間で工夫をしながら読書活動を行っているのが現状と思う。

中学校の場合は、現在は朝の部活動の時間もなく、そのような時間を活用し、心落ち着きながら静かに、読書をしようということで実施している。

これも全中学で同じ形で実施している訳ではなく、それぞれの特色の中で時間を確保している。

ただ、先生方も生徒に本好きになってもらいたい、少して本を読んでもらいたいという気持ちは皆同じだと思っている。

他に質疑等があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 それでは、議第 5 号下田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）は、原案のとおり承認するものとする。

（7）議第 6 号 静岡県費負担教職員人事の内申について

教育長 議第 6 号静岡県費負担教職員人事の内申についてを議題とする。

事務局の説明をお願いする。

学校教育課 参事 議第 6 号静岡県費負担教職員人事の内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるもの。

本件については、承認をいただければ 2 月 28 日に県教育委員会に内申を行う予定である。

来年度は 4 中学校が統合となるため、4 中学校の教職員は全て人事異動する形で作成した。

中学校については、県教委から通常の教職員定数に加え生徒指導、統合加配等を配置いただき、新中学校がスタートすることとなる。

教育長 中学校 4 校が 1 校となることで、校長、教頭を始め教職員約 30 人が下田地区から転出するという事で、賀茂地域の 5 町にもお願いをして非常に苦勞して人事配置を行った。

小学校は、現状で 1 名が決定していない状況である。

質疑等あればお願いする。

全委員 特になし。

教育長 それでは、議第 6 号静岡県費負担教職員人事の内申については、原案のとおり承

認するものとする。

先ほど説明があったように、この案をもって、2月28日に教育事務所に内申する。

6 協議報告事項

7 その他

教育委員会3月定例会を3月22日（火）13時30分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

8 閉会

2月定例会 2月22日（火）15時30分開会。

教育長 15時30分に閉会を宣す。

会議録署名人